

秋の全国火災予防運動

全国統一防火標語

火は見てる あなたが離れる その時を

★防火のポイント★

【3つの習慣】

- ・寝たばこをしない。
- ・ガスコンロ使用中は、その場を離れない。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。



【4つの対策】

- ・住宅用火災警報器を備える。
- ・寝具や衣類は、防災製品を使用する。
- ・住宅用消火器などを設置する。
- ・普段から隣近所の協力体制を作る。

★主な行事★

- ・住宅防火訪問 8日(木)・9日(金) 沼田東町
 - ・消防訓練 10日(土) 本町・小坂町
 - ・写生大会 11日(日) 防災ステーション(新倉二丁目)
 - ・消火競技大会 14日(水) 三菱和田沖グラウンド(和田沖町)
 - ・防火研究指定園発表会 24日(土) 愛光園保育所館町二丁目
- ※防火診断を希望の人は、気軽に問い合わせてください。

9日(金)～15日(木)

◆危険物取扱者保安講習

とき 来年1月16日(水)
ところ 中央公民館
申請期間 12日月～22日(木)
申請場所 消防本部予防課、北部分署

◆消防設備士試験

とき ①来年2月10日(日)②2月17日(日)
ところ ①広島市②福山市
申請期間 11月19日(月)～12月6日(木)
申請場所 消防試験研究センター
※願書は、いずれも消防本部予防課、北部分署、西部分署、大和出張所ほかで配布しています。
問い合わせ先 消防本部予防課 ☎084885927 FAX084885911



11月は、児童虐待防止推進月間です

きこえるよ 耳をすませば 心のさけび

現在日本では、1週間に1人の割合で子どもが虐待で亡くなっています。核家族化の進行や日常生活で地域とのかかわりが薄くなったことなどから、地域社会から孤立した家庭が増え、他人に知られないまま家庭内で行われている児童虐待が増加しています。

《身体的虐待》

なぐる、ける、タバコの火を押しつける、戸外に締め出す、風呂などでおぼれさせる、異物を飲ませるなど

《ネグレクト》

食事を与えない、病院に連れて行かない、ひどく不潔にする、家や車の中に置き去りにするなど

《心理的虐待》

言葉による脅し、きょうだい間の差別的な扱い、子どもの前で配偶者に暴力をふるうなど

《性的虐待》

子どもへの性交、性的行為の強要、性器を見せるなど

しつこだといつても、子どもにとって有害な行為であれば、虐待になります。子育ての悩みから虐待に発展していく場合もあります。そういうときは、迷わず早めに相談してください。また知り合いや近所の家庭で、虐待ではないかと思われることがあれば、連絡してください。あなたの1本の電話が、子どもや保護者を救うことにつながります。

※連絡した内容が間違いでも、責任を問われることはありません。連絡者の名前は外部に漏らしません。
児童虐待専用通告電話 ☎08486088

問い合わせ先 子育て支援課 ☎08486045 FAX084860421 30)

11月は、全国青少年健全育成強調月間です

まずは「おはよう」の一言！

次代を担う青少年を、健やかに育てるためには、私たち大人が社会規範を守り、子どもたちの手本となるとともに、子どもたちに目を向け、いつも大人たちに見守られているという安心感を持たせることが大切です。

ちょっとしたあいさつや声かけが青少年の非行防止や健全育成につながります。

毎月17日は「青少年の日」

毎月第3日曜日は「家庭の日」

問い合わせ先 青少年女性課 ☎08489234 FAX084867591 2)